(別紙様式)

意見	氏名	職業(差し 支えない 範囲で御	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルケル・相談員協会(通称 NACS) 消費者協置特別委員会		
No.	法人名	記入ください。)	対象領	所	意見(複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
1	(公社)日本消 費生活アドバ イザーコント ルタント相談 員 程言特別 委員会		第1章		消費者に関する政策ありき、事業ありきから脱却し、真に消費者に収立つ政策、事業へ転換できる計画策定が必要と考えます。 (そのためには、全ての消費者の意見を吸いあげる仕組みづくりが重要)
2	(公社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会消費		第2章	1	第1期から第3期までの計画における取組とその摄返りが必要であり、重要です。 (振返りからの課題抽出と、その解決施策を第4期に反映させることが重要)
3	(公社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会 消費		第2章	2	取り巻で環境の変化については、全て消費者自縁の表現にすべきではないかと考えます。 (例えば、少予化から多千化支援の施策、高齢者の五方を引き出す能象。全ての環費者に平等な社会構築の施策、全ての 消費者に役立つ科学技術を進展させる環境づくり、全ての消費者の国際化施策、良好な自然環境を保持するための答案施 策等。
4	(公社)日本消 費生活アドバ イザーコンサ ルタント相談 員協会 消費		第3章	① ③	SDGeの7億一人とりのこさないの母変を消費者施策の基本対比して、第4期消費者基本計画を進めていただきたい。 子どもの事故的に、高齢者の消費者被害防止、商品・サービスに応じた中国の適正化、消費者向け教育・普及活動、消費 者志向経営、更に、適切な法適用の確保と執行力の強化を消費者庁に強く望みます。
5	(公社)日本消 費生活アドイ イザーコート イザーント リ 員 投 言 特別 委 会 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		第3章· 第5章	3· 4· 6	消費者問題の原点に立ち返った迅速・砂箱な拡策の推進として、「安全・安心の確保」と「着来な法整機と執行力の強化とき、 総げておられる、この2項目は、責行に先ず、期待する重要な柱です。間違した問題として、ゲノム編集会点の目出・表示 に関して不安を感じている消費者の声に対応をお願い。ます。6月の消費者を見食の影参で責介から、表示の最著化は困 第1との見解が示されました。現状ではゲノム編集と突然変異とを見分ける検査方法がないと説明されました。検査方法が いのが国由とは消費者として制修できかねます。ゲノム編集技術が安全でも、「食べたくないと考える消費者が信頭で選択 できる権利の確保は必要ではないでしょうか。更に、消費者に信頼がされるゲノム食品を世に出す意向なら、その構造しこれ が責行の役割ではないかと考えます(リスクコミューケーションの必要性)
6	(公社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会消費		第5章	2	個人間取引におけるトラブルへの対応、並びに消費者の多様な背景(若者・高齢者・障がい者・災害被災者など)を踏まえた、消費者トラブル切止のための取組は、責庁の主要施策の一つです。責庁が司令塔の立場を発揮して関係省庁と連携して推進していただきたいと考えます。
7	委員会 (公社)日本消 費生活アドバ イザーコンサ ルタント相談 員協会 消費 者提言特別 委員会	消費者団体所属	第5章	3	キャッシュレス化への対応を加えることを提案いたします。
8	(公社)日本消 費生活アドバサ イザーント相消 員提言特別 委員会		第5章	5	(美容原像サービスの消費者被害防止) 美容度像の自由診療で、施術前にベンタームドコンセントを尽(し、自工機能) 行わないことをリーシッパ能像すべきと思います。美容のジョンがに認識の目の相談に行る。その日の内に診断を行い、高 額の施店費用を支払うケースが消費生活相談に入っています。一定の美容原表を約については、特定機可法の経験を 役務契約で援制されるようになりましたが、1回の脂肪吸入施防と一か月後の実別施店、関連ダイエット会品提供などにな と身体しては債券削速の美管整備と投えるも個々の施術として、強体の援助が反びませか。消費者と募集者の情報格差 を踏みても、美容原修算業者に対して、クリニックの説明を受けたその日の施術を禁止する業系規制を作るよう関係者行は 図っていただきたいと思います。
9	(公社)日本消 費生活アドバ イザーント リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ		第5章	T	(事故情報の収集及び発生・拡大防止)事故情報データベース」、収集される事故データは、消費者生活すべての分野に対しまた。繋等・減防・偏談を含め、全の的機関の事する事故データや、消費者市は水位とが収集している事故情報と加えずべての消費者事故情報の一元化を図ってほしい、原因突明につなげる仕組みを確立するため、収集された事故データの分析・原因解明に十分な人員を配置してほしい、被害の予防、注意境起を図るために、消費者、事業者などから事故データ原因解明等の情報へのアクセスがスムーズに行えるようお願いしたい。
10	(公社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会消費者提言特別		第5章	2	(特殊詐欺の取締り、被害防止の推進)TVや新聞、雑誌による特殊詐欺の手口、それに対する対応が連日報道され、関係 省庁による様々な対策が実施されているにもかかわらず、高齢者をターゲットとした特殊詐欺は後を絶ちません。いたらこっここと的歌集団による権たな事では、判断が表し、かつ孤立しかでは脅風の書き、心事的者の辞書が発生しけています。高齢者が孤立しないために、行政を中心とした見守り、町内会や民生委員をも含めた体制作りが必要と考えます。そらに詐欺加害者に対してはさらなる取り締まりの強化を期待します。
11	(公社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会 特別		第5章	1	「食品ロス削減の色括的推進」について 食品ロス削減推進法では、フード・シクへの支替が明記され、その在り方が一層具体的に終討されていくことを期待されます。事業者からフード・シクへというルートのみならず、今後は個人からフードドライブによる寄贈も増加することでしょう。 度の食品の保存方法は事業者のような水準が修えればいと考えられ、こうした寄贈を無にしないためにも、一般家庭から 品を受けれる他のガイドラインが必要と考えます。それとともに、一般消費者への寄贈の際のルールも、啓発を通じて周! することが必要です。
12	NACS食生活 特別委員会		第5章	1	「食品の名削減の包括的特進」について フードバンク活動については、支援を必要とする側のニーズの反映が、課題となります。福祉行政と連携しながら、適切なが 品を、必要なところに届けられるようなシステムが肝要です。
13	(公社)日本消 費生活アドバ イザーコルト ルタント相談 員協言特別 委員会		第5章	1	「会員ロス削減の包括的機能」について 実体期限ける命名を施索する信頼者が、話題となっています。実体期限は多少切れても大丈夫ということで、安さにひれ れて購入する消費者がいます。一方で、不安が残るので貰かないという消費者の声も、多く聞きます。法に抵触するかしない かという問題ではなく、そうした食品が出回るルート等、行政として事業者へのヒアリングを行うと共に、三分の一ルールの身 国とも迅速に進めてください。
14	(公社)日本消 費生活アドバ イザーコント ルタント 相談 員 提言特別 委員会		第5章	1	「会会ロス側域の包括的機能」について 会品口スに関する近しい知識を消費者が身につけられるような教育の場(教育財場、販売店舗、製造メーカーなど)と、年齢 等に応じた会品ロスの具体的な内容のマトリックスを作成し、見える化を図ることが必要です。さまざまな場でわかりやすぐ 践しやすい啓発を、促進すると考えます。
15	(公社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談		第5章	3	サーバー型電子マネーの増加に伴い消費者被害が多発する可能性があります。このため 早急に被害防止と被害救済策を 講じる必要性があります。
16	(公社)日本消 費生活アドバ イザーコンサ ルタント 相談 員協言 特別 委員会		第5章	100	公益通報が、消費者の安全・安心に資するものであり、制度の集效性を向上させていてとは社会全体の利益を図る上で有 用であることから、公益通報者保護制度については引き続き基本計画に記載し、継続して取り組むべきです。
17	(公社)日本消 費生活アドバ イザーコ相 ルタント相 消 員 提言 特別 委員 会		第6章		展開賃貸住宅にもIT化が進められている現状から、IT利用を急ぐあまり賃貸契約での消費者への情報提供がありません。 賃貸トラブルの多さから見ても早急に対策をとるべきです。